

畜産とくつく情報

平成 15 年 7 月 18 日
(通算 第 49 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話: 026-235-7234

飼料安全法及び関係法令の一部が改正されました

飼料安全法及び関係法令の一部が改正され、平成 15 年 7 月 1 日から施行されたので、お知らせします。

- 1 有害な物質を含む飼料等が確認された場合は、その飼料の使用が禁止されました。
(飼料の使用に起因する有害畜産物の生産を未然に防止するための措置です。)
従来は、販売のみが禁止となっていました。新たに使用が禁止となりました。

- 2 飼料安全法の対象動物にめん羊、山羊、しか(以下「めん羊等」という。)が追加指定されました。
(めん羊、山羊におけるスクレイピー、しかにおける慢性消耗性疾患等の伝達性海綿状脳症(TSE)の発生防止対策のための措置です。)
牛用の飼料をめん羊等に給与することができます。
ただし、牛を対象とする飼料添加物を含む飼料については、平成 15 年 7 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までの 2 年間に限って、使用が認められます。
めん羊等の飼料については、製造、販売及び使用等にあって、牛を対象とする飼料と同様の法的規制を受けることになります。

- 3 牛、めん羊、山羊、しか(以下「牛等」という。)用の飼料への魚介類由来たん白質(魚粉、フィッシュソリュブル等)の使用が禁止されます。
(牛等用の飼料への動物性たん白質の混入防止を徹底するための措置です。)
平成 16 年 1 月 1 日から魚介類由来たん白質を用いた牛等用の飼料の製造、販売及び使用が禁止されます。
牛等以外の飼料に用いる魚介類由来たん白質は、その製造工程について農林水産大臣の確認を受けた確認済魚介類由来たん白質のみとなります。
飼料は動物性たん白質(牛等以外の飼料は上記による農林水産大臣が確認したものを除く。)が混入しないように、保存しなければなりません。

- 4 上記の規制に違反した場合は、飼料安全法に基づく処罰の対象となります。
(3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金またはこれを併科されます。)

御不明な点等がありましたら、最寄りの地方事務所農政課又は
県庁畜産課草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)